





(これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定は、第一項の申請(国外転出者である署名利用者による申請に限る。)について準用する。この場合において、第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは、「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「申請書の内容と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは、「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

ことに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してする

第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第一項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項において読み替えられて準用する第三条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」

ことに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である署名利用者にあっては、附票管理市町村長）を経由してする町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の規定は、前項の届出（国外転出者である署名利用者による届出を除く。）について準用する。この場合において、同条第十一項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長マスク」とあるのは「機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構

**(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)**

**第十二条** 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十三条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。）によつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定め

(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

と、附票管理市町村長又は機構」とあるのは、「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれら事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならぬ。

るところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあっては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票においては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつたこと。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り  
等に係る旨見）

**第十四条** 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)  
（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行うために用いた符号を漏えいして「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において同じ。）が漏えいして「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」といふ。）を、総務省令で定めるところにより、磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）  
**第十五条** 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

**第十六条** 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存される個人番号カード用署名用電子証明書失効情報(第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十二条用署名用電子証明書失効申請等情報、第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報等)を含む)を、その集合物であつて、それらの個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)を、(以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る

住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者につては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者につては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、自動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る署名利用者検証符号を機関に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機関は、総務省令で定めるところにより、機関が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名  
利用者符号の適切な管理)

**第十六条の三** 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書子證明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)  
**第十六条の四** 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書の二重発行の禁止)  
**第十六条の五** 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)  
**第十六条の六** 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの
- 三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)

四 その他主務省令で定める事項

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定期日までの間に第十六条の二の規定により移動





3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。の提供を行うことができる。

4

号に定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場合の番号（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」といふ。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名検証者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

機構は、署名検証者が第三十六条第一項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」といふ。）を提供するものとする。

第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

段階にわたる委託を含む)を受け行うものとし、(六)に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第七条第四項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、同条第二項に規定する保存期間内に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託

署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報（個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにおいては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにおいては移動端末設備用署名用電子証



証明用電子証明書の発行の申請をすることがで  
きる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の

申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは、「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」とあるのは、「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは、「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

請をすることができる。  
理市町村長を経由して、  
機構に対し、同項の申

第一項において読み替えて準用する前条第一

項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に對し、領事官を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。  
**第二十三条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。  
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間)  
**第二十四条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。  
**第二十五条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。  
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録事項)  
**第二十六条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該印

使用者証明利用者検証符号に関する事項で主務

省令で定めるもの

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書發行記録の記録)

**第二十七条** 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を發行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書（当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について機構が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）を記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書發行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを發行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

**第二十八条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の發行を受けた利用者証明利用者は、住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われるることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の規定は、前項の申請（同一の申請を除く。）について準用する。この場合において同一の規定による記録をしたして

「申請書の内容及び個人番号カード用利⽤者登録は、総務省令」とあるのは「総務省令」と

明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証等

「号」とあるのは、「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者检証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは、「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構又は住所地市町村長」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらに規定を第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第五項中「前項の規定による記録をしたときは総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者检証符号」とあるのは、「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者检証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは、「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは、「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。





の十四第二項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第三十五条の九 移動端末設備用利用者証明電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項」の通知及び第五項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十五条の十 第三十五条の八第一項の申請又是前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、

当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十五条の十一 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び記録誤り等があつた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれら的事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行つたために用いた符号をい。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下

「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」)を、「総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録)

**第三十五条の十三** 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めることにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

**第三十五条の十四** 移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等の情報を記録したとき。

二 機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

**第三十五条の十五** 機構は、総務省令で定めることにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報等の情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明検証者に係る届出等)

**第三十六条** 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことの確認又は第三十八条の四第一項の規定による確認をするため、機構に対しして次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、



十五第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものと同一の規定によるときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行つたことの確認をした後、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（第三十八条第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明検証者は、前項の規定により効力を失つてないことを確認しなければならない。

二 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行つたことの確認をした後、当該利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。

### 第三節 認証事務管理規程等

（認証事務管理規程）

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行つた認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ぜることができる。

（帳簿の備付け）

第三十八条第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告書の公表）

第四十一条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（報告書の公表）

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

（監督命令）

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

二 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書記録を利用する場合

三 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書記録を利用する場合

四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書の発行記録及び利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のため個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

六 第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のため移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

九 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十一 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十二 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十三 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十四 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十五 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十七 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十八 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十九 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十一 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十二 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十三 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十四 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十五 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十七 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

託を含む。）を受けて了者が受託した業務を行う場合について準用する。

（認証業務情報の利用及び提供の制限）

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一条から第十四条までの規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二 第十六条の十から第十六条の十三までの規定による移動端末設備用署名用電子証明書の記録のために移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

三 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合

四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書の発行記録及び利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のため個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

六 第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のため移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行記録を利用する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

九 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十一 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十二 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十三 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十四 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十五 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十七 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十八 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

十九 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十一 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十二 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十三 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十四 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十五 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十七 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

二十八 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。









「法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する規定による第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の規定）

**附 則（平成二十六年五月三〇日法律第四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第六十七条** 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、〔第七十一条第一項〕とあるのは「第五十九条第一項」とする。

**附 則（平成二六年六月一三日法律第六号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できなければ訴えを提起され得る事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えを提起する場合は、なお従前の例による。

**附 則（平成二六年五月三〇日法律第四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）

**3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第一百三十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）

**3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第一百三十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）

**3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第一百三十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）

**3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第一百三十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。）

**3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第一百三十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。）

六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提出を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。）並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日七から九まで 略

第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定

十四、第三十条の四十四条の十一、第三十条の四十四の十二を加える部分に限る。)、同法別表第一の改正規定(「第三十条の三十」の下に、「第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四条の三」を加える部分及び同表の提供を受けける通知都道府県の区域に係る部分に限る)、同法別表第三の改正規定(「第三十条の十一」の下に、「第三十条の四十四条の四」を加える部分及び同表の提供を受けける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(「第三十条の十二」の下に、「第三十条の四十四条の五」を加える部分及び同表の提供を受けける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律) 第五条 第三条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(次項において「新公的個人認証法」という)第七条第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下この条において同じ。)について適用し、公的個人認証法第三条第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書(同条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。)について適用し、公的個人認証法第三条第六項の規定により第十号施行日前に発行される署名用電子証明書については、なお従前の例による。

附則 第二条 (施行期日) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。  
**（处分等に関する経過措置）**  
**第五十七条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為のみなす。  
この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出等の行為に付する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

**（施行期日）**抄  
**附 則**（令和三年五月一九日法律第三十七条）  
（第一項）附則第十五条第十六條第五十一条及び前二項に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** ここの法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条规定及び第七十一条から第七十三条までの規定、公

**第八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**（検討）**

(政令への委任) 第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、は、当該規定。附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

て、新法令の規定を適用する。  
(命令の効力に関する経過措置)

2 新公的個人認証法第十二条(第二号に係る部  
分に限る。)の規定は、新公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいいう。以下この項において同じ。)に係る住民票の消除があつた場合について適用し、第三条の規定による改正前の公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日前に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票の消除があつた場合については、なお従前の例による。

3 その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対ししてされた申請は届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、これを行ふを、新法令の相当規定により相当の国の機関に對して手続がなされ、かつては

